

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第45条第1項
処 分 の 概 要：	駐車許可
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	道路交通法第45条第1項
審 査 基 準：	別紙「駐車許可の基準」のとおり
標 準 処 理 期 間：	5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	駐車場所を管轄する警察署の交通課又は交番（駐在所を含む。）
問 合 せ 先：	同 上
備 考：	

別紙

駐車許可の基準

法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- 1 許可を受けようとする駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。2(2)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車の方法が次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 法第45条に基づき、駐車が禁止されている場所（法第45条第1項各号に掲げる場所（放置車両となる場合に限る。）及び法第45条第2項に規定する場所を除く。）であること。
 - (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 公共交通機関その他の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 - (3) 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- 4 許可を受けようとする駐車の方法について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおおよそ不可能と認められること。
 - (1) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - (2) 前(1)以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内